相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南魚沼市下一日市九七〇番地二、最後の住所新潟県南魚沼市五日町二三七五番地五日町病院　被相続人　亡　岡村　重春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

新潟県見附市新潟町二五九九番地

相続財産管理人　小林克太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区鴨江三丁目七三番、最後の住所静岡県浜名郡新居町新居一一〇六番地　被相続人　亡　小林　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

事務所静岡県浜松市中区蜆塚二丁目一七番二〇号　榛葉隆雄司法書士事務所

相続財産管理人　榛葉　隆雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市渚町五三〇番地二、最後の住所静岡県伊東市荻六二五番地の一　被相続人　亡　石井　一三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

静岡県沼津市三園町一三番四五号　文化図書第三ビル二階

相続財産管理人　弁護士　本多　孝士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市別郷町荒子一五番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近藤　眞人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

愛知県岡崎市明大寺町字奈良井三五番地一

相続財産管理人　天野　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西脇市野村町三〇一番地五、最後の住所兵庫県西脇市野村町三〇一番地の五　被相続人　亡　飯田　藤雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

兵庫県加東市上滝野一三四一番地の一

相続財産管理人　廣井　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区泉通一丁目六番地、最後の住所兵庫県芦屋市業平町二番一八号ロングライフ芦屋　被相続人　亡　井上富久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

兵庫県芦屋市山芦屋町四番一一号

相続財産管理人　冨永　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市豊田前町麻生下二九八番地、最後の住所山口県美祢市秋芳町岩永本郷二五一番地四二　被相続人　亡　秋山　晴夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

山口県防府市大字向島六二八番地

相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市大堂津三丁目四六六一番地、最後の住所宮崎県日南市大堂津三丁目二番二五号　被相続人　亡　井上ミネ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

宮崎県日南市中央通一丁目五番地三

相続財産管理人　弁護士　豊田　裕康

無縁墳墓等改葬公告

「天台宗無量寺長楽寺霊園」建設のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年二月二十二日

一　墳墓等所在地　千葉県長生郡睦沢町長楽寺五五八、五五九、五六二

一　墳墓等の名称　長楽寺共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　千葉県長生郡睦沢町長楽寺六九〇番地　新霊園建設委員会　委員長田辺喜久　電話　〇四七五―四四―〇六四〇

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一三三号　昭和四十四年十二月二十四日

㈡　商号　株式会社ジャルパック

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ジャルパック　東京都港区台場二丁目三番一号　代表取締役　大西　誠

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都港区台場二丁目三番一号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年二月六日

四、当協会に預託した保証金等の額　金六億三千万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金一億五千万円及び金六億三千万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年二月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

第59期決算公告

平成22年2月22日　山形市立谷川三丁目1174番地3

株式会社ナチ東北精工

代表取締役社長　牛丸　裕之

貸借対照表の要旨（平成21年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	711	流動負債	488
固定資産	2,289	固定負債	1,169
有形固定資産	2,122	株主資本	1,364
無形固定資産	1	資本金	234
投資その他の資産	165	資本剰余金	184
		資本準備金	184
		利益剰余金	946
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	925
		（当期純損失）	(234)
		評価・換算差額等	△22
		その他有価証券評価差額金	△22
合計	3,000	合計	3,000